資本金等の額に関する計算書

法人名		 処理 事項 法人番号 事業 年度 平成年月日から 日まで 計算書
<u>資</u> 本 1. 内国法人の資本金等の額に	金等の額に関する	お 算 書
収 入 金	額課税事業をあわせ	て行う法人
資本金等の額 別表5の2下表3@又は②若しくは② 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	位業者数	小の事業に係る期末の 3 4
特 定 内 国 法 月 月数あん分後の資本金等の額 別表 5 の 2 ⑭	人 又 は 非 課 税 事 業 を あ ⑤ ** +® ^{百万} + 円	(4) かわせて行う法人 特定内国法人
所表3の2個 特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4億 差引	(別表5の2の20	5月加咖啡銀の部分。
(5)-(6) 外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	8 国内における非課税3 者数	非課税事業をあわせて行う法人
再差引 <u>(</u>	業者数	又は事業所の期末の従 ⑤
課税標準の特例に係る控除額 (6)+(8)+(0)+(1)		

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係						法附則第9条第1項関係			
資本金等の額 別表5の2下表3@	16	兆	十億	百万	î f	円	資本金の額 別表5の2下表120 24 ** + ** + ** * * * * * * * * * * * * *	円	
法第72条の21第1項第1号に係る加算	17						法附則第9条第1項に係る額 ②×2 ②		
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	18			1 1			法 附 則 第 9 条 第 4 項 か ら 第 7 項 及び平成28年改正法附則第 5 条第11項関係		
仮計 (6)+(7)-(8)	19						月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑨ー⑩) ^{兆 +億 百万} 千	円	
資本金の額 別表5の2下表1②4	20						課税標準の特例に係る控除割合 ②		
資本準備金の額	21)						未収金の帳簿価額 ②8	円	
仮計 ②+②	22			1 1			総資産価額 29		
⑲と⑳のいずれか大きい額	23						平成28年改正法附則第5条第11項に係る額 30 兆 +億 百万 千	円	
							課税標準の特例に係る控除額 (総×②)、(⑥×②/②) 又は③ ③〕		

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額	別表5の2⑭	32	兆 十億	百万	Ŧ	円	外国における事務所又は事業所の期末の従 業者数	37)	Λ
外国の事業に係る控除額	32×37/38	33					期末の総従業者数	38	
差引	32-33						非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業	に係る控除額 ③4×③9/40	35					国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業者数	39	Λ
控除額計	33+35	36					国内における事務所又は事業所の期末の従 業者数	40	